

バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS0745）に規定する検査実施者要件等
に関する解釈についての質問に対する回答（案）

規格番号、項目番号

KHKS0745 1.3.4.1 a)

質 問：

告示検査の実施者は、「バルク貯槽の告示検査について必要な専門知識及び技能を有し」と記載されている。そこで、告示検査実施者にバルク貯槽についての必要な専門知識及び技能を習得して頂くため、「バルク貯槽 20 年告示検査のための技能講習会」（以下「技能講習会」という。）を別紙のとおり開催する。技能講習会がバルク貯槽の検査実施者の方に必要な専門知識及び技能を提供するに値するか否かの解釈を示して頂きたい。

回 答：

当該規定は、バルク貯槽の告示検査の実施者に関する法令上の定めはないものの、法令遵守及び保安の確保を前提とし、検査結果について一定レベル以上の妥当性及び信頼性を確保する必要があるため、検査実施者の要件を規定したものである。

当該規定に関する要件を満足するための講習会等の認定制度を創設するにあたっては、LP ガスの供給、消費及び販売等に関する十分な知識を有する者を対象とし、KHKS0745 に規定するバルク貯槽の告示検査の方法及び合否判定等に特化した専門知識及び技能を習得できる講習内容であること並びに講師についても KHKS0745 1.3.4.1 a)の要件を満たしていることが要求される。

ご質問の技能講習会については、受講者が有すべき資格要件、講義内容及び修了試験並びに講師要件等の条件から上記の要求を満たしていると言える。